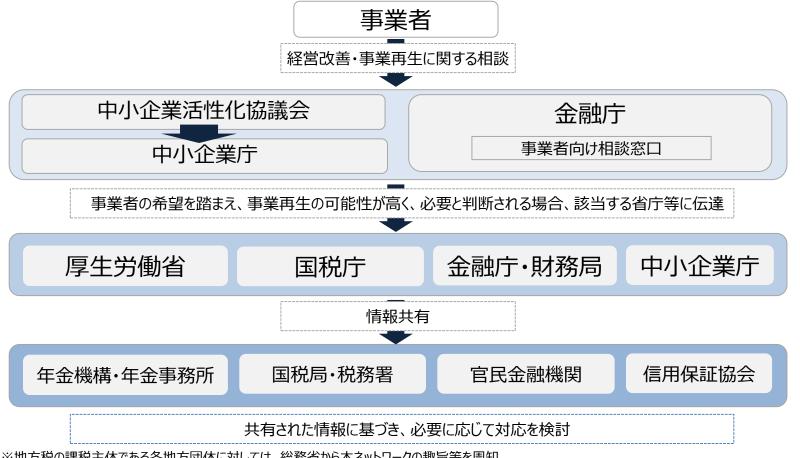
## 事業再生情報ネットワークの運用開始

- 資金繰り支援はコロナ前の水準に戻していく一方で、関係省庁が連携して、再生支援を強化していくべく、本年3月 の「再生支援の総合的対策」を踏まえて、事業再生情報ネットワークの運用を6月から開始。
- 再生可能性の高い中小企業の情報(例:再生支援の見込み、金融支援による財務改善見込み等)について、中小企 業活性化協議会や金融庁に設置する相談窓口より関係省庁を通じて、公租公課の徴収現場(年金事務所、税 務署等)や金融機関等に共有することで、公租公課の適正な納付計画の策定、関係機関による処理方針や支 援の判断・決定に資する仕組みを構築し、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指す。



<sup>※</sup>地方税の課税主体である各地方団体に対しては、総務省から本ネットワークの趣旨等を周知。

<sup>※</sup>中小企業庁・金融庁等から中小企業活性化協議会・官民金融機関に対し、①公租公課の納付状況の確認、②公租公課は優先納付されるべき 債権であることや納付計画を遵守しない場合のリスクの周知、③必要に応じた資金繰り支援や納付計画策定支援など、事業者支援の徹底を要請。